

# 広島市食品ロスの削減の推進に関する条例（仮称）素案に対する市民意見募集の結果及び提出された意見の概要とそれに対する政策立案検討会議の考え方

## 1 募集期間

令和4年9月15日（木）～令和4年10月14日（金）

## 2 条例素案の閲覧場所

市議会ホームページ、市議会事務局市政調査課、公文書館、各区区政調整課、出張所

## 3 受付方法

市議会ホームページの応募フォーム、郵送、FAX、電子メール、窓口への持参

## 4 意見提出者数・意見数

(1) 意見提出者数：12人・団体（11人・1団体）

(2) 意見数：50件

## 5 提出された意見の概要とそれに対する政策立案検討会議の考え方

整理No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
1	条例全体	<p>我が国では、貧しい時代を生き残った人々が豊かな社会を目指して今の社会を形成した結果、飽食の時代となり、豊かな現代人には、食べ物が事欠く苦しみや食べ物の有り難さが全く分からないため、1日当たりアフリカ一月分の食料の供給量以上の食品廃棄物が出ているのだと思う。</p> <p>このため、食品ロスをいかに始末するかということよりも、市民に対して、食べ物の有り難さを理解させるための農業体験の場や、食べ物のないことがどれだけ恐ろしく惨めであり、食べ物があることがどれだけ良いことなのかを身をもって体験する場をより多く提供していくことの方が先決だと思う。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
2	条例全体	<p>食糧の大切さが分かると、平和な世界にするには何が大切かを自ら見いだしてくるようになると思う。つまり食糧の世界的供給の保障である。</p> <p>自給力の向上も大切であるし、世界的な食料の供給システムを市場原理に代えて構築してほしい。</p> <p>世界中の国々で食料の供給が満たされていれば、紛争国も大概はおとなしくなり、平和な世界になるため、未利用食品については、貧しい国に回したり、貧しい人にNPO法人とかを通じて供給すべきである。また、飢餓国に、MMT（現代貨幣理論）などの中央銀行による支出で食料を供給し、世界平和投資すべきである。</p> <p>NPO法人を金融のプロの運営する金融NPO法人と結び付けて食料供給体制を世界的に向上させるべきである。また、NPO法人の世界的事業として食料対策をし、それを市が後援してほしい。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
3	条例全体	未利用食品については、貯蔵技術を用いて、乾燥、冷凍、ラップ、レトルト、缶詰めなどによりある程度保持しておき、災害の時の食料不足や食糧危機のために備えておくべきである。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
4	条例全体	こうした条例ができることで、市民の意識が高まることを期待する。	御意見の内容については、本条例を検討する上での参考とさせていただきました。
5	条例全体	消費者の意識が高まるような取り組みもお願いしたい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
6	条例全体	未利用食品が、子ども食堂やフードバンクで使えるようになればうれしい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
7	条例全体	とてもしっかりした条例素案である。読みながら、自分が食品ロスの削減のために生活習慣をどのように見直すべきか、自分の立場で考えてみるきっかけにもなる条例であり、有り難く思う。	御意見の内容については、本条例を検討する上での参考とさせていただきました。
8	条例全体	日本は忙しく働いている人ばかりであり、主婦は「職」にも追われ、「食」にも追われている。世の主婦は、余りにも忙しすぎて、買い物に行った時、つい余分に購入してしまい、食材を買ったもののいざ作ろうとすると、時短のため、それを生かせず腐らせてしまうという事も少なくないと思う。 このため、食にまつわる生活習慣、環境の見直しも必要ではないかと思う。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
9	条例全体	条例素案の趣旨には全く同感であり、これを作成された方々に敬意を表する。	御意見の内容については、本条例を検討する上での参考とさせていただきました。
10	条例全体	広島市立の小学校に通う4年生の娘が、給食の量が多すぎると言っており、特に御飯が多くて、一生懸命食べても、どうしても残ってしまうようである。 このため、フードロスにならないように、給食の量を見直すための子どもたちへのアンケートの機会を定期的に作るなど、具体的な行動ができる条文も入れた方がいいと思う。	本条例素案第8条第1項第5号の規定により、児童、生徒及び学生に対し、学校の教科等を通じて、食品ロスの削減についての実践を促進するために必要な施策を策定・実施することを本市に義務付けています。 御意見の内容については、本条例制定後に、本市の執行機関（教育委員会等）において、この規定に基づく施策の一環として、その実施の必要性等が検討されるものとするため、素案のままとしました。

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
11	条例全体	<p>国際平和文化都市広島において、全国に先駆けた意義ある条例制定を市議会から提案されたことを大変うれしく思うとともに、御尽力されている議員の皆様にご心から敬意を表す。</p> <p>素案前文にもあるように、食品ロスは持続可能な社会の実現に向けた大きな問題であるが、その解決に向けては、一人一人の日々の小さな努力の積み重ねが不可欠である。そうした努力の重要性、必要性を意識付ける上で、こうした条例を制定することは有効だと思う。</p> <p>この条例制定を契機に、広島市発信の食品ロス削減のうねりが、県内はもとより、国内外に広がることを大いに期待している。</p>	<p>御意見の内容については、本条例を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
12	条例全体	<p>条例制定の暁には、是非とも第7条にある食品削減推進計画を速やかに策定するとともに、第8条にある普及啓発や教育、第9条にある食品関連事業者等の取組への支援、第12条及び第13条にある未利用食品等の提供活動への支援、食品廃棄物の再生利用促進等について、適宜具体化し、順次取り組むなど積極的な姿勢を打ち出していくことを大いに期待する。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
13	条例全体	<p>食品ロスの問題は、食育推進とも密接に関連しており、広島市食育推進計画においても、第1次計画以来の旗印的な取組である「3つのわ食」の中の一つの「環食（わしょく）」として、食品ロス削減が現在の第4次計画にも明記されている。</p> <p>については、こうした既存計画や既存事業ともしっかりと整合を図り、うまく関連付けしながら効果的に実効性のある取組を進めてほしい。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
14	条例全体	<p>第10条には食品ロス削減の顕著な功績に対する「本市による表彰」が盛り込まれており、こうしたことも取組の機運醸成に向けて大いにプラスになると思う。同様に、未利用食品等の提供、食品廃棄物の再生利用促進の顕著な功績に対しても「表彰」があってもよいのではないかとも思う。</p>	<p>「未利用食品等の提供」に関する顕著な功績については、食品ロスの削減に関する功績であると認められるため、この規定に基づく表彰の対象となり、「食品廃棄物の再生利用」に関しては、廃棄物の減量に関する功績として現行の表彰制度（広島市ごみ減量優良事業者表彰）の対象とすることなどにより、その促進を図っていくものと考えため、素案のままとしました。</p>
15	条例全体	<p>市や市議会において多様な主体による食品ロス削減に向けた大小様々な取組を集約し、好事例等の積極的な情報発信を適宜してもらうことは、市民の意識改革や機運の醸成を一層促すことになると思うので、是非ともお願いしたい。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
16	条例全体	<p>いつまでも行政頼みになるようでは真のサステナブルな取組にはなり得ないとも考える。「将来的には、市民、事業者、各種団体が、当たり前のこととして自ら行動できるようにする」ことを目指した中長期の計画、戦略も必要不可欠だとも思う。やらされ感では続かないので、ワクワク感や達成感が持てる形、特に若い人が興味を持てるような形になるよう検討してほしい。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
17	条例全体	<p>食品ロスがどのように生活に直結するのか不明瞭なこと、また食品ロスへの認識や対策のレベルが個人で違うと感じる。 細かい具体例を周知できれば、意識が変わり結果に結び付くと思う。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
18	条例全体	<p>広島市民が、食品ロスに関して危機感を持ち、その課題を認識し削減に向けて一体となって取り組むことができるよう実効性のある条例が制定されることを切望している。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）がある中で、この法律により本市等に義務又は努力義務が課せられている事項の確実な実施を図ることを本条例の制定の目的の一つとしています。 このため、この法律の趣旨にのっとり、これに抵触しない範囲の規定とする必要がある中で、地域的な特別の事情が認められない現状から罰則規定などは設けていませんが、この法律の範囲内で実効性に配慮した内容となっているものとするため、素案のままとしました。</p>
19	条例全体	<p>条例全体について、誰でも理解できるような平易な表現にしてほしい。</p>	<p>本条例素案の条文等の作成に当たっては、条文の内容が市民の方にも理解しやすいものとなるよう、分かりやすい平易な表現とすることに配慮しつつも、法令文である以上、表現の正確性や関係する法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）の条文における表現との整合性を確保することも重要となります。その結果、専門的な法令用語等を用いた表現とすることも必要となるため、素案のままとしました。</p>
20	条例全体	<p>全般的に消費者や事業者への啓発活動を行い、それによって食品ロスを削減するという趣旨が中心であるが、啓発が進めば食品ロスが大幅に減るだろうか、疑問を感じる。食品ロスの問題は、輸入、生産、加工、販売、消費の構造的な問題であり、そこにメスが入らなければロスも減らないと考える。農産物を大量に輸入して加工して消費に回す、そういったシステムがロスを生んでいる。 持続可能な社会の実現をうたうのであれば、地産地消という地域でできるだけ回せるようなシステムに変えていく必要がある。広島県と協力して広島市でも農産物の生産を増やして、地産地消を推進する中で、食品ロスの問題に取り組んでいくべきでないかと考える。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
21	条例全体	<p>条例案では、「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組」を目指している。確かに、できるだけ食べられる食品が捨てられないようにするという観点は大切である。その一方で、食べられなくなった食品はゴミであるという認識に疑問を覚える。人間が食べずに余った食材や、食べられなくなった食品を、家畜の飼料にしたり、肥料にしたり、発電に用いたりすることにより、有効活用していくという観点が少ない。このような観点こそ、持続可能な社会に向けた取組であるが、第13条にそれらしきことが入っているものの、全く不十分であると考える。</p>	<p>本条例は、本市における食品ロスの削減を推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的としています。その上で、本条例素案第2条第2項で定義するとおり、「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組」である食品ロスの削減を推進していくために、本市の施策の基本となる事項を定めることとしています。</p> <p>こうした中で、食品ロスの削減について取り組んだにもかかわらず食品廃棄物が発生してしまう実状があることや、食品廃棄物の再生利用が食品ロスの削減との関連性が高い事項であることを踏まえ、本条例において、本市に対して食品廃棄物の再生利用の促進のために必要な施策の策定・実施を義務付ける趣旨の第13条（食品廃棄物の再生利用の促進）の規定を特別に設けたものであるため、素案のままとしました。</p>
22	条例全体	<p>本条例は、努力義務規定が多く、義務規定ではないので、広島市、事業者、消費者が、食品ロスをなくすことを「意識」し「覚悟」した生活をしない限り、ただ「条例を作った」ということだけで終わってしまうおそれがあると思う。このため、機会があるごとに、意識に留めるための啓発活動を行うことが必要であると思う。</p>	<p>御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。</p>
23	条例全体	<p>第17条を以下のとおり追加する。</p> <p>（もったいない活動の日）</p> <p>第17条 まだ食べることのできる食品が廃棄されることを防ぐため、6月10日を「もったいない活動の日」として、本市、事業者、消費者その他の活動団体、学校等が連携し協力して、さまざまな活動を行う日とする。</p> <p>（理由）</p> <p>6月10日は、語呂合わせで、6が「もった（むつつ）」、1が「い」、0が「ない」である。</p> <p>飽食の時代となって、「もったいない」精神が影を潜めたが、原点に立ち返れば、「必要以上の買い物をしない」、「食べ残しになるほど調理しない」、「賞味期限が切れていても直ちに廃棄しない（匂いや味で安全性を判断する）」といった誰にでもできることで、食品ロスは大幅に削減できるはずである。</p> <p>食品ロス問題は、一人一人の「意識」と「覚悟」の問題であり、誰もが「もったいないので食品を捨てない」という意識で実行すれば大幅に削減できるのではないかと思う。</p> <p>食品ロス問題をあらゆる市民が認識し、「もったいない」との意識でロス削減に取り組むよう、象徴的に、特定の日を制定する意義は大きいものと思う。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）第9条の規定により、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めることを目的に、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」として定められており、国及び地方公共団体に対して、食品ロス削減の日を始め食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されることの努力義務が課せられている中で、本市においても関連事業を実施しているため、素案のままとしました。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
24	条例全体	附属機関（審議会）の活動が、オープンで市民が参加できるものになってほしい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
25	条例全体	第6条の規定を実行するものとして、行政、事業者、市民がアイデアを交換したりできる会議体をつくってほしい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
26	条例全体	第9条及び第10条辺りの考え方に関して、表彰だけでなく、ポイント制などを設け、その積み上げに応じた何らかのインセンティブをつくってほしい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
27	条例全体	食品ロスについて、市民・事業者が社会の置かれた状況を理解できるよう啓もうを進めることを通じ、食品だけでなく、てんぷら油によるバイオ燃料、フードリサイクルでの家畜の餌、廃棄物がどのように処理され環境にどのように影響するかなど、資源、エネルギー、廃棄リサイクルの物質循環が理解されるように展開して行ってほしい。有害物を生みだし、土・水・空気を汚せば、自分に跳ね返り、世代を超えて影響していき、それが人の体・健康にどのように影響していくかなど、科学やエビデンスに基づく消費者倫理につなげられるように、また、資源・エネルギー・食を輸入に頼り、国内自給を高めないことが国際社会においてどのような不利を招くか、今のウクライナとロシアや、かつての日本がなぜ戦争をしなくてはいけなかったのか、そうした今の国際関係や歴史にもつなげていく形での理解を促すように啓もうをしてほしい。	御意見の内容については、本市の施策を策定・実施していく上での参考とするよう、それを担う執行機関（市長等）に情報提供をするとともに、本市議会においてその執行機関の事務執行を監視していく上での参考とさせていただきます。
28	前文（全体）	前文について、広島市における食品ロスの現状（事業者や一般家庭、学校給食等）及び現状を分析した課題の記載がない。	本市における食品ロスの現状は、我が国全体の現状に比べて大きな違いはないと認識する中で、前文においては、我が国の一般的な食品ロスの現状やその削減の重要性などを述べているため、素案のままとしました。
29	前文（第1段落）	前文第1段落の「まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている」という箇所について、フードチェーンのうち「流通」が抜けている。	御意見を踏まえ、「まだ食べることができる食品が、生産、製造、 <u>流通</u> 、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている」に変更しました。  【参考（変更後の前文第1段落）】 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、 <u>流通</u> 、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている。

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
30	前文 (第2段落)	<p>前文第2段落について、食品ロスの現状を「もったいない」でくくるのは妥当ではない。</p> <p>一般家庭の食品ロスは「もったいない」で構わないと考えるが、事業者の場合は、利益を出すために、注文より多く製造したり仕入れたりするので、「もったいない」という精神論で表現することはできない。このため、分けて述べる必要がある。</p>	<p>我が国における伝統的な「もったいない」という意識は、消費者のみならず事業者による食品ロスの削減においても重要な意義を持つものとするため、素案のまましました。</p> <p>なお、事業者については、意識の面だけでなく、その特性を踏まえた上での取組も必要となることから、本条例においては、食品ロスの削減に影響の大きい食品関連事業者と農林漁業者に対して、食品ロスの削減のために必要となる具体的な取組についての努力義務を課す規定(第16条)を設けるとともに、本市に対して、こうした食品関連事業者等の取組に対する支援のために必要な施策の策定・実施についての義務を課す規定(第9条)を設けています。</p>
31	前文 (第5段落)	<p>前文第5段落の「更なる充実とともに」という箇所について、「更なる充実を<u>図るとともに</u>」として下線部を加える。</p>	<p>前文第5段落の「<u>今後は、食品ロスの削減に主眼を置いた施策の更なる充実とともに、<u>貧困対策等を含めた幅広い分野にわたる施策の展開</u>が求められる</u>」という箇所は、下線部「食品ロスの削減に主眼を置いた施策の更なる充実」と「<u>貧困対策等を含めた幅広い分野にわたる施策の展開</u>」という二つの事項を「<u>が求められる</u>」につなげて読むものとして作成しているため、素案のまましました。</p>
32	前文 (第5段落)	<p>前文第5段落の「<u>貧困対策等を含めた幅広い分野にわたる施策の展開が求められる</u>」という箇所について、この食品ロスの削減に関する条例に貧困対策を含めるのは妥当でない。この条例に貧困対策を盛り込むと、市民に対して、食品ロス＝貧困者というイメージを刷り込むことになる。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律(食品ロスの削減の推進に関する法律)の前文においても、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である」と述べられているように、「未利用食品等の有効活用策」として「<u>貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に未利用食品等を提供すること</u>」は、非常に有意義な取組であると考えています。</p> <p>その上で、今後における未利用食品等の有効活用策の推進という点も踏まえ、食品ロスの削減に関する施策については幅広い分野にわたる施策の展開が必要となるとの考えから、「<u>貧困対策等を含めた幅広い分野にわたる施策の展開が求められる</u>」と表現しているものです。この「<u>貧困対策</u>」は、未利用食品等の有効活用策の一部であり、食品ロスの削減に関して貧困対策に重点を置いて施策を推進する趣旨のものではないことから、貧困対策を盛り込むことにより食品ロスの削減と貧困対策とが同義のものであるとの印象を与えるものではないと考えるため、素案のまましました。</p>
33	第4条	<p>第4条第1項及び第2項については、いずれも「努めるものとする」となっており、努力義務規定でしかなく、罰則規定もないので、極めて弱い。もっと実行力のあるものにすべきである。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律(食品ロスの削減の推進に関する法律)において事業者の努力義務としている事項について、地域的な特別の事情が認められない現状を踏まえ、本条例において義務とすることや罰則を設けることはできないものとするため、素案のまましました。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
34	第4条 〔第4条以下の全条(第6条を除く。)]	第4条第1項以下25か所の「ものとする」という表現を全て削除する。 (理由:「ものとする」という表現を削除することで、間接感を減じ、より我が事感が増すため。)	法令文においては、表現の正確性を確保するため、特定の事柄を示す際には特定の法令用語を用いて表現することなどが慣例となっています。こうした慣例に基づき、本条例素案において本市等に義務又は努力義務を課すことを規定する際には、そのことを示す「ものとする」、「努めるものとする」又は「努めなければならない」という表現を用いていることから、素案のままとしました。
35	第5条	第5条の「食品の購入又は調理の方法を改善すること等により」という箇所について、「保存方法や管理」及び「賞味期限、消費期限の正しい理解」という表現を加える。	御意見を踏まえ、「賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。第16条第2項第3号及び第3項第2号において同じ。)及び消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。第16条第3項第2号において同じ。)を正確に理解した上で、食品の購入、保存又は調理の方法を改善すること等により」に変更しました。 なお、「管理」については、取組内容において「保存」との実質的な違いが不明確であるため、より一般的な「保存」のみを加えることとしました。  【参考(変更後の第5条)】 (消費者の役割) 第5条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロスの削減のために自らができることを考え、賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。第16条第2項第3号及び第3項第2号において同じ。)及び消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。第16条第3項第2号において同じ。)を正確に理解した上で、食品の購入、保存又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。
36	第6条	第6条の「本市、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体、学校その他の関係者」という箇所について、「その他の関係者」では誰を指しているのかが全く分からないため、例えば、生産者(農林水産業)、流通関係、飲食業者、宿泊施設など、具体的に表現すべきである。	本条例と目的を同じくする法律(食品ロスの削減の推進に関する法律)において関係者相互の連携及び協力について定める条文(第7条)と同様に、食品ロスの削減についての関係者のうち代表的な主体の一つとして、営利の目的があるかどうかを問わず、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為を行う者と一般に解される「事業者」という表現を用いることにより、御指摘の農林水産業者、流通関係の業者、飲食業者、宿泊施設の運営業者などが広くこれに含まれることになるため、素案のままとしました。

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
37	第7条 (第2項)	<p>第7条第2項の「環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育その他の食品ロスの削減に関連する分野」という箇所について、食品ロスの削減に関連する分野の例示に「防災」を加える必要がある。「その他の」と一くりにするより、具体的に明記すべきである。</p> <p>実際、東日本大震災以降、食品ロスは、災害時に避難所や被災者に配布されている。</p>	<p>本条例素案第7条第2項の規定は、市長に対して、食品ロス削減推進計画を定めるに当たり、食品ロスの削減に関連する分野における施策相互の有機的な連携が図られるよう配慮することの義務を課すものであり、この食品ロスの削減に関連する分野の例示として、「環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育」を明記しているものです。</p> <p>こうした中、「防災」に関する施策としては、未利用食品等の有効活用策の一環としての「被災者支援策」である「災害により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に未利用食品等を提供すること」が挙げられますが、災害という非常時において、専用の備蓄品として確保したもの等を活用する仕組みが構築されている中で、未利用食品等の有効活用策の一環としてそれに組み込ませるための取組であるという性格を考慮すると、必ずしも食品ロス削減推進計画において計画的に進めていくことになじむものではないと考えます。したがって、「防災」を明記することは見送り、「その他の食品ロスの削減に関連する分野」に含まれるものと整理した上で、市長において、これに関する施策相互の有機的な連携の必要性を含めて検討していくことが適当と考えるため、素案のままとしました。</p>
38	第7条 (第3項)	<p>第7条第3項の「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会の意見を聴くものとする」という箇所について、意見を聴く対象に「食品ロス削減に主体的に関わっている市民団体」を加える。</p> <p>実際に食品ロス削減を担っているのは、これらの団体である。</p>	<p>食品ロス削減推進計画の策定の際の意見聴取の対象として条例上で義務付けるのは、学識経験者や各種団体の関係者などで構成する所管の附属機関（広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会）とすることが適当と考えるため、素案のままとしました。</p>
39	第7条 (第4項)	<p>第7条第4項の「食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする」という箇所について、「遅滞なく」を「直ちに」又は「速やかに」に変更する。</p> <p>(理由)</p> <p>市長が「食品ロス削減推進計画」を定めたならば、直ちに公表することは、当然のことであるとともに何らの障害もないものと思われる。本条例は、事業者や消費者に、「覚悟」を持って食品ロス削減に臨むことをお願いする性格のものであるので、計画を作成したら、「遅滞なく」などと悠長なことを言わずに、「直ちに」公表してほしい。少なくとも「速やかに」公表するようにすべきである。</p>	<p>市長が定めた計画の公表の時期であるという点及び本市の他の条例における同様の規定（広島市男女共同参画推進条例第8条第4項など）の状況を考慮すると、法令用語として、正当な理由又は合理的な理由の有無を問わず、何をさておいてもすぐに行わなければならないという意味を表す「直ちに」や、訓示的な意味を持たせてできる限り早く行わなければならないという意味を表す「速やかに」とするよりも、正当な理由又は合理的な理由がない限りは直ちに行わなければならないという意味を表す「遅滞なく」とすることが適当と考えるため、素案のままとしました。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
40	第8条 (第1項 第5号)	<p>第8条第1項第5号の「<u>学校の教科等を通じて</u>、食品ロスの削減についての理解と関心及びその実践を促進するため」という箇所について、下線部を「学校の教科や学校給食を通じて」に変更すべきである。</p> <p>学校教育において、食品ロスに関して教育できる教科は、家庭科や社会科、総合学習の時間である。しかし、子どもたちにとって最も効果的に学ぶことができるのは、献立及び使用されている食材が教材である学校給食であり、これは教科ではなく教科外となっている。</p>	<p>本条例素案第8条第1項第5号の規定は、児童、生徒及び学生を対象にして学校の教科等を媒介にしながら食品ロスの削減についての理解と関心及びその実践を促進するために必要な施策の策定・実施を本市に義務付けるものです。</p> <p>このような趣旨の規定において、「学校の教科等」と表現しているのは、施策の対象を「児童、生徒及び学生」としていることを踏まえ、その中のより多くの対象への媒介手段として用いられる「学校の教科」のみを明記することとし、それ以外のものを「等」に含まれるものとして整理したことによるものです。</p> <p>この整理の過程において、「学校給食」については、高校生や大学生などには媒介手段として用いられないことを考慮し、「等」に含まれるものとして整理したものであるため、素案のままとしました。</p>
41	第12条	<p>第12条の未利用食品等を提供するための活動を行っている団体・個人への支援とは、具体的にどのようなものかを考えているのか、当該条例案では全く分からない。フードバンクや子ども食堂などの活動は、ボランティアであり、市民の善意で支えられている。本来なら憲法で示されている生存権を保障するために、フードバンクや子ども食堂を国や地方公共団体が運営すべきである。それが困難であるならば、食品の提供だけでなく、補助金や保管場所の提供を含めた相当な支援を団体・個人に提供すべきであると考ええる。</p>	<p>本条例素案第12条第1項各号及び第2項の規定に基づく具体的な施策(取組)の内容については、各規定の趣旨等を踏まえ、本市の執行機関(市長等)において検討されるものとするため、素案のままとしました。</p>
42	第12条 (第1項)	<p>第12条第1項の「<u>貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動</u>」という箇所について、食品ロス削減対策と貧困対策を結び付け、条例として掲げるのは、市民に対して、食品ロス＝貧困者というイメージを刷り込むことになり、貧困者及び貧困者支援団体の反発があることは容易に想像できる。このため、貧困対策は盛り込むべきでない。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律(食品ロスの削減の推進に関する法律)の前文においても、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である」と述べられているように、「未利用食品等の有効活用策」として「貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に未利用食品等を提供すること」は、非常に有意義な取組であると考えているため、また、この法律において未利用食品等を提供するための活動の支援等について定める条文(第19条第1項)と同様に、「貧困、災害等により」として「必要な食べ物を十分に入手することができない」ことの原因を表現しているものであり、この法律との整合性を明確にするため、素案のままとしました。</p> <p>なお、「貧困対策」については、未利用食品等の有効活用策の一部であり、食品ロスの削減に関して貧困対策に重点を置いて施策を推進する趣旨のものではないことから、貧困対策を盛り込むことにより食品ロスの削減と貧困対策とが同義のものであるとの印象を与えるものではないと考えます。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
43	第12条 (第1項)	<p>第12条の未利用食品等を貧困対策に絡めて、食品ロスを削減するという取組について、やや抵抗を感じる。当該条例案は、食品ロスを廃棄物と捉えている。残飯を減らすために、生活に困っている人たちへ残飯をあてがうという印象を与えかねない。貧困対策の一環である食品の提供は、大切な食べ物を分かち合うというスタンスが重要であり、そのようなスタンスが示されていない当該条例案の文言等の工夫が必要であると考えます。</p>	<p>本条例と目的を同じくする法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）の前文においても、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である」と述べられているように、「未利用食品等の有効活用策」として「貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に未利用食品等を提供すること」は、非常に有意義な取組であると考えているため、また、この法律において未利用食品等を提供するための活動の支援等について定める条文（第19条第1項）と同様に、「貧困、災害等により」として「必要な食べ物を十分に入手することができない」ことの原因を表現しているものであり、この法律との整合性を明確にするため、素案のままとしました。</p>
44	第12条 (第1項)	<p>第12条の未利用食品等を提供するための活動の支援について、貧困対策に加えて災害対策が明記されていることに疑問を感じる。災害への対応とは、緊急時の素早い対応が中心となる。このため、即応できるようにあらかじめ備蓄しておき、備える必要がある。また、地震などにより広範な地域が被害に遭う場合、生産拠点、物流が麻痺して、食品ロスうんぬんという問題ではなくなる。食品ロスの対策は、非常時ではなく通常時の状態を前提で考えるべきであり、災害時の対応と絡めて考えるべきでない。</p>	<p>災害に関しては、短期的な避難所での生活だけに限らず、災害を契機として長期にわたって厳しい生活を余儀なくされる場合なども想定されるので、備蓄品が全てということではなく、未利用食品等も活用しながらいろいろな形で被災者を支援していくことが必要であり、また、本条例と目的を同じくする法律（食品ロスの削減の推進に関する法律）の条文（第19条第1項）においても同様に表現されているため、素案のままとしました。</p>
45	第13条	<p>第13条の「食品廃棄物について、その再生利用を促進するために」という箇所について、「食品廃棄物の再生利用を促進するために」に変更する。 (理由：より分かりやすく端的に表現するため。)</p>	<p>御意見のとおり「食品廃棄物の再生利用を促進するために」に変更しました。</p> <p>【参考（変更後の第13条）】 (食品廃棄物の再生利用の促進) 第13条 本市は、食品廃棄物の再生利用を促進するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
46	第 16 条	<p>第 16 条について、見出し「(食品関連事業者及び農林漁業者の取組)」を「(食品関連事業者、農林漁業者及び本市の取組)」に変更し、以下のような内容で、第 6 項を追加する。</p> <p>6 本市は、食品ロスの削減の実効性を高めるため、消費者の立場で、次に掲げる事項に取り組むこととする。</p> <p>(1) 本市職員による削減の実施計画を策定し、全職員で実施する。</p> <p>(2) その実施状況を分析すること等を通して、効果的な施策の策定を行う。</p> <p>(理由)</p> <p>このような施策が実効性を持つためには、率先垂範して取り組む組織が不可欠であると思う。幸い、広島市は、計画策定者であるとともに、その職員は「消費者」でもあるので、消費者としての取組を組織的に展開することが可能であり、それを実施することで、かなりの効果が期待できる(市職員は約 1 万 5 千人おり、その家族も含めると、巨大な組織的活動が行える。)</p> <p>そして、その実施状況を分析することで、机上の計画ではない、現場にあった効果的な施策の立案ができるのではないかとと思われる。</p> <p>例えば、取組として、食品をゴミとして廃棄しなかった日には「○」を付け、それを増やすよう工夫していくという簡単なことを行うだけでも、組織的に行えば効果は大きく、分析のできるデータになるとと思われる。</p> <p>取り組む中で、障壁となるものや予期しなかった問題の発生などに伴う新たな知見によって、問題の本質がより明確になり、施策展開しやすくなることも期待できる。</p> <p>広島市は、食品関連事業者、農林漁業者に取組のお願いをするだけでなく、自らもしっかりとした覚悟をもって全職員で取り組むことを明示すべきであり、それが達成の原動力の一つになるとと思われる。</p> <p>広島市職員の消費者としての取り組みによって、食品関連事業者や農林漁業者の取組が活発になる相乗効果も期待できる。</p>	<p>「本市」については、本条例と目的を同じくする法律(食品ロスの削減の推進に関する法律)第 4 条の規定により、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を有するものと定められており、行政主体である本市は、あくまで行政の立場から施策の策定・実施に取り組むべきものと考えます。</p> <p>こうした中、本条例において、「本市の取組」として定めるのであれば、行政主体である本市自体が、行政の立場から取り組む事項について定めるべきであり、そこに所属する「本市職員」に着目して、職員個人に消費者の立場から取り組ませる事項について定めることは適当でないと考えます。</p> <p>また、「本市職員」として職員個人に着目した場合、各職員は本条例における「消費者」であり、その取組は「消費者の取組」として位置付けるべきものです。</p> <p>以上のことから、素案のままとしました。</p>
47	第 16 条 (第 3 項 第 1 号)	<p>第 16 条第 3 項第 1 号の「食品ロスの削減に資する商慣習の見直し」という箇所について、「食品ロスの削減に資するように、<u>商慣習の見直し</u>」として下線部を加える。</p> <p>(理由：より分かりやすく表現するため。)</p>	<p>法令文における「その他の」という用語は、その前にある名詞(名詞句)が、その後にあるより意味内容の広い名詞(名詞句)の例示としてその中に包含される場合に用いるものです。</p> <p>このことを踏まえ、本条例素案第 16 条第 3 項第 1 号の「納品期限の緩和その他の食品ロスの削減に資する商慣習の見直しを行うこと」という箇所については、「納品期限の緩和」を「食品ロスの削減に資する商慣習の見直し」の例示として表現しています。</p> <p>こうした中、御意見のとおり「食品ロスの削減に資するように、<u>商慣習の見直し</u>」とした場合、「納品期限の緩和」が「食品ロスの削減」の例示として表現されることになるため、素案のままとしました。</p>

整理 No.	条項等	意見の概要	政策立案検討会議の考え方
48	第16条 (第4項)	<p>第16条第4項の「消費者に対し食事として提供された食品を食べ切るよう促すための工夫を行うことに取り組むよう努めるものとする」という箇所について、「客が食べ切れない場合は、お持ち帰りができるように配慮する」という表現を加える。</p>	<p>飲食店等で食べ残した食品の持ち帰りの取組については、食中毒の発生リスクを伴うため、その実施に当たっては、消費者の自己責任を前提としつつ、食事の提供を行う事業者において十分な対策を講ずることが必要となります。</p> <p>このような事情を踏まえ、本条例において、この取組に関して事業者の努力義務を設けることは適当でないと考えため、素案のままとしました。</p>
49	第16条 (第5項)	<p>第16条第5項について、農林漁業者に対して「自ら努力しなさい」では、実効性がほとんどないと考え。行政としての支援や補助金等の施策が必要ではないかと考える。</p>	<p>本条例素案第9条第1項第2号の規定により、本市に対して、第16条各項に規定する食品関連事業者等の取組を支援するために必要な施策の策定・実施を義務付けており、この規定に基づく具体的な施策（取組）の内容については、この規定の趣旨等を踏まえ、本市の執行機関（市長等）において検討されるものと考えため、素案のままとしました。</p>
50	その他	<p>市民が考え、市政にどのように生かすかを考えたときに、重要な事を市民が知らないうちに十分な議論を経ずに決定してしまうことのないように、議員はしっかりと情報を発信してほしい。待ちの姿勢ではなく、担当課から出された案ではない、議員自らのリサーチによる議案が市民に示せるくらいに。</p> <p>今なお不透明な恵下埋立地の行方。有害物が出たことによる追加予算は、森友問題と重なる。環境アセスメントの段階で議員も気付けたはずである。地域住民が分断されるような事後報告行政を許さぬよう、会派を超えて力を合わせて頑張ってもらいたい。</p>	<p>御意見の内容については、本市議会が活動していく上での参考とさせていただきます。</p>